

学 長 裁 定  
令和3年9月2日

## 国立大学法人東京海洋大学経営協議会学外委員の選考方針

経営協議会は、国立大学法人法第20条の規定に基づき、国立大学法人の経営に関する重要事項を審議する機関として設置され、当該国立大学法人の業務の成果を最大化できる経営を実現するため、多様な関係者の幅広い意見を聴き、その知見を積極的に法人経営に反映させるための会議体である。

国立大学法人東京海洋大学は経営協議会の役割に鑑み、経営協議会の学外委員を、大学に関し広くかつ高い識見を有するもののうち、次の各号のいずれかに該当する者から選考する。

- 1 海洋関連分野の企業等の経営に深い知見を有する者
- 2 高等教育政策に高い識見を有する者
- 3 海洋関連分野の教育研究又は政策に精通する者
- 4 卒業生(国内外で活躍し多くの経験や情報を有する者)
- 5 その他(本学が発展する上で特に必要な分野において専門的知識を有する者)